

公安委員会 決裁資料	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正 (R6年人事委員会勧告等による給与改定)	令和6年12月12日 警務課給与係
<p>1 改正理由</p> <p>本県警察職員の給与改定を踏まえ、単純な労務に雇用される職員（現業職員）について、国家公務員の行政職俸給表(二)の改正等に準じた措置を講ずるための所要の改正</p> <p>2 改正規則</p> <p>単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）</p> <p>3 改正内容（現業職給料表の改定）</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(二)の改正に準じた上で、本県行政職給料表等の改定を踏まえ、現業職給料表の各号給の額に100分の100.51を乗じる措置を講ずる。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布日施行（令和6年4月1日適用）</p>		